

令和 7 年度

第 2 回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 錄

開催日時 令和 8 年 1 月 8 日

開催場所 議会棟 第一委員会室

1 招集日時	令和8年1月8日（木）午後1時30分開会		
2 招集場所	議会棟 第一委員会室		
3 出席委員	玉村容子委員	高畠邦則委員	安本正道委員
	吉野壽美委員	牧則子委員	石川浩之委員
	石塚昌世委員	佐藤昭宏委員	吉野壽美委員
4 欠席委員	勝柴亮一委員	青柳誠委員	
5 出席事務局職員	飯田健康福祉部長	野口国保年金課長	
	成嶋課長補佐	廣瀬課長補佐	
	山本主査	楠瀬主任	澤井主任
6 公開／非公開の別	公開		
7 傍聴人	1名		
8 会議に関する事項			
一 開会			
1. 資料確認			
二 議事			
1. 我孫子市国民健康保険税の税率等の改定について			
2. その他			
三 閉会			

目 次

一 開 会

1. 資料確認 ······

二 議 事

1. 我孫子市国民健康保険税の税率等の改定について ······

2. その他 ······

三 閉 会 ······

午後 1 時 30 分開会

一 開 会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきましてご理解とご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます成嶋です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

これより、「令和 7 年度 第 2 回我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

1. 資料確認

○事務局 はじめに、会議で使用する資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上にご用意した資料として「会議次第」、「席次表」、「令和 7 年度 我孫子市国民健康保険事業概要」、「7. 税率改定による効果」、「国民健康保険税等の改定および設定について（諮問）」を配布させていただきましたのでご確認をお願いします。

続きまして、事前にお送りした資料といたしまして「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、この資料に一部訂正がありましたので、机の上にご用意させていただいた「7. 税率改定による効果」に差し替えをお願いいたします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局でご用意しておりますので、お申し出ください。――

よろしいでしょうか。

会議の公開について、ご報告いたします。本会議は、「我孫子市情報公開条例」第 22 条の規定により、会議は公開となります。

また、発言をする際には、マイク右側のスイッチを押してください。マイクが緑色に点滅します。その後、マイクが赤色に点灯していることを確認してから発言をお願いします。

次に、本日は「ちば東葛農業協同組合の勝柴様」、「公立学校共済組合千葉支部の青柳様」から、欠席する旨の連絡がございました。また、「薬剤師会の吉野様」から遅刻する旨の連絡がございましたが、本会議は、委員10名のところ、ただいま7名の出席者がございますので、「我孫子市国民健康保険条例施行規則」第8条の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議は成立していることをご報告いたします。

今回、お集まりいただきましたのは、「国民健康保険税の税率等の改定について」につきまして委員の皆さまにご報告、ご説明をするとともに、こちらは諮問案件となりますので、充分ご審議いただき、ご意見をいただけますようお願いします。

本日は、何卒よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日、運営協議会の、傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員より「了承する」との声あり)

それでは傍聴者の方は、お入りください。

次に、傍聴者の方には「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、会議の議題について発言をいただく機会を設けております。発言は、ひとり1回で3分以内となります。質問形式の発言があっても、大変申し訳ありませんが、お答えすることができませんので、あらかじめご了承いただきたいと思います。発言の機会につきましては、議事終了後に議長の許可により、発言をお願いいたします。

開会にあたりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

＜部長挨拶＞

○部長 改めまして、皆様、新年早々の開催となり、お忙しい中またお寒い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、常にお話させていただいているところではありますが、我孫子市の国民健康保険は高齢者や低所得者が多く、医療の高度化によって医療費が高額となる傾向にあり、保険税率を毎年改正しなければならないなど、千葉県の国保広域化に向けて、非常に厳しい財政運営が続いております。来年度の予算編成も大変厳しい状況の中、新たな財源確保に努めるとともに、前回開催の運営協議会で審議・答申いただいた「はり・きゅう・マッサージ助成事業」の廃止など、事業の見直しを行ってきており、さらに、特定健診の受診率の

向上、こちらにつきましては、令和6年度の受診率が前年度よりも約1%向上いたしました。ただし、国の最終的な目標には届いておりませんので、受診率の向上や努力支援制度の重点目標である生活習慣病予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組みながら、医療費の適正化と健全な国保財政の運営に努めているところです。

本日の議事は、先ほど司会からもありましたが、市長の諮問案件となる「国民健康保険税の税率等の改定について」になります。内容については、「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」となりますので、委員の皆様におかれましては、充分な審議のうえ、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に移ります。「我孫子市国民健康保険施行規則」第6条により、会議の議長は会長があたることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今、事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより「令和7年度 第2回我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

早速ですが、次第にそって議事を進めたいと思います。是非、会議が円滑に行えますよう皆様のご協力をお願ひいたします。

二 議 事

1. 我孫子市国民健康保険税の税率等の改定について

○会長 それでは、議題1「我孫子市国民健康保険税の税率等の改定について」事務局より説明をお願いいたします。

なお、説明やこの後の質疑応答につきましては、着座のままで結構です。

○事務局 国保年金課の楠瀬と申します。議題1「我孫子市国民健康保険税の税率等の改定について」ご説明させていただきます。

それでは、配布させていただきました資料「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について～国民健康保険税の税率改定～」についてご説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。

1. 我孫子市における国民健康保険の財政状況について

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、都道府県から保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として支給される制度改革が行われました。我孫子市では、千葉県に納める国保事業費納付金等の支出額が収入額を上回る状況が続いており、税率改定を行い、収入増を図る必要がありました。過去5年のうち、4回税率改定をさせていただき、保険税納付額等が増額した結果、現在は黒字経営となり、健全な国民健康保険の運営が実施できている状況になります。

記載のグラフをご覧ください。

このグラフでは、毎年度6月1日時点での被保険者数及び世帯数の推移を表しています。令和3年度から令和7年度にかけて右下がりとなっており、年々世帯数と被保険者数が減少していることが分かります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

記載の「【現年度】国民健康保険税収納額（円）」の表をご覧ください。

令和4年度は税率改定をしていないため、令和3年度に比べ収納額が減額となっていますが、令和5年度から令和7年度は税率改定をさせていただいたため、収入額が増額している状況となっております。

「各年度の当初予算における赤字額の推移」の表をご覧ください。

令和3年度時点では赤字額が約2億5,000万円生じていましたが、税率改定と保健事業の見直し等を図った結果、現在では赤字額が0円となっております。令和8年度につきましては、現時点で保険税の収入額が確定していないため、一旦0円とさせていただいておりますが、実際に保険税の収納率が高ければ、国保財政調整基金繰入金という形で、黒字として活用できる金額が計上される予定となっております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

2. 国保財源の確保に向けた検討

国保財源の確保には、税率改定または、一般会計から法定外繰入等を行うことが考えられますが、令和6年3月に千葉県で策定された「第2期 千葉県国民健康保険運営方針」において、財政運営に係る基本的な考え方を取り組みとして、『市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡

するように実際に賦課する保険料率を決定すること。』と記されています。

また、『決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。』としており、『県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。』と記されています。

法定外繰入については、国民健康保険に加入していない方に、自身の税金や社会保険等の保険料を支払っていながら、さらに国民健康保険の負担を強いることになるため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健事業の実施内容の見直し及び税率改定等により国保財源の確保について検討しなければなりません。

なお、我孫子市では、すでに赤字が解消されている状況ではありますが、今後も法定外繰入を発生させないために、毎年示される標準保険料率を基に、税率改定を行う必要があると考えています。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設について

第1回運営協議会の際にご説明をさせていただきましたが、改めてご説明させていただきます。「子ども・子育て支援金制度」は、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための「子ども・子育て支援特別会計」を創設し、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度」を創設するものです。

国は、同制度に基づいて支援を行っていくために、納付金（子ども・子育て支援金）を医療保険者から徴収する方法を探りました。支援金は段階的に増額となり、国全体で、令和8年度が6,000億円、令和9年度は8,000億円、令和10年度が1兆円規模となる予定となっております。支援金については、医療保険者から納付金を徴収することになりますので、医療保険者が加入している被保険者から納付金分を税または料として徴収させていただき、国に医療保険者が納める流れになっております。支援納付金の対象といったしましては、児童手当、妊婦支援給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金、こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料

免除等に充てられるといった内容となっております。

なお、施行日につきましては、既に、令和6年6月12日に公布済みとなっておりますが、納付金の徴収については令和8年4月1日からの施行となっております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

4. 子ども・子育て支援金分の賦課方式について

賦課方式案につきましては、我孫子市としては「2方式」の「所得割」及び「均等割」を採用させていただきたいと考えております。なお、「均等割」につきましては、今回の「子ども・子育て支援金分」において細分化され、1つ目が「均等割」、2つ目が「18歳以上均等割」となっております。「2方式」を採用させていただく理由として、1点目に、千葉県における標準保険料率の算定に使用する標準的な賦課方式が「2方式」と定められていること、2点目に、「子ども・子育て支援金制度」の趣旨から、「18歳以下の均等割は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳以下を含む世帯に対して賦課する「平等割」は馴染まないことが挙げられます。なお、「18歳以下の均等割が全額軽減される」ということにつきましては、18歳以下の方については基本的に納付金を徴収しないという方針が定められています。

次に、「均等割」の考え方についてご説明いたします。18歳未満被保険者と18歳以上被保険者では賦課の内容が異なり、18歳未満被保険者は「均等割」が全額軽減され、18歳以上被保険者は「均等割」と「18歳以上均等割」が賦課されます。「均等割」と「18歳以上均等割」の区分につきましては、18歳までの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず、均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、残額を18歳以上被保険者に賦課することとなるため、「18歳以上均等割」が新たに設けられ、細分化されました。公費による低所得者軽減等に要する額につきましては、国民健康保険税においては所得に応じて、法定軽減が定められております。この法定軽減が、低所得者軽減等に要する額に当たります。さらに、就学児の被保険者については均等割を減額する制度がありますので、これらを含めた金額を控除した上で、残額を18歳以上の被保険者に負担していただくという内容になります。

このことから、18歳未満の被保険者については、給与等の所得、例えばアルバイトや不動産収入等が無いようであれば、所得割は発生しませんので、子ども・子育て支援金分として新たに賦課される区分については、実質保険税が発生しないこととなります。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

5. 税率改定の考え方について

千葉県から毎年示される標準保険料率が、県へ国保事業費納付金を納めるために必要となる保険税率を示しています。令和8年度の税率改定を検討するにあたっては、令和8年度の標準保険料率を参考にする必要があります。例年、仮係数に基づく標準保険料率が前年11月末頃（前年とは、令和8年度から見て前年の令和7年11月）に示されますが、確定係数に基づく標準保険料率が示されるのが令和8年1月末頃となるため、税率改定案については仮係数に基づく標準保険料率を参考に用いることとしております。

「令和8年度標準保険税率（仮係数）及び現行保険税率」の表をご覧ください。

表から読み取れることといたしまして、医療分と後期支援金分の所得割はそれぞれ現行から引き下げとなり、均等割と平等割は微増しています。介護分については所得割と均等割が増額となりまして、子ども・子育て分については仮係数のものをそのまま反映している内容となっております。

以上のことと踏まえまして、7ページ目をご覧ください。

6. 税率改定案について

税率改定案といたしまして、医療分につきましては、所得割7.08%で現行から0.38%引き下げ、均等割が24,400円で現行から400円の引き上げ、平等割は25,100円で現行から100円の引き上げとなります。後期支援金分につきましては、所得割が3.38%で現行から0.47%引き下げ、均等割は12,200円で現行から200円の引き上げとなります。介護分につきましては、所得割2.17%で現行から0.13%引き上げ、均等割が2万円で現行から1,900円の引き上げ。合計としまして、0.72%引き下げに対し、均等割と平等割は2,600円の引き上げとなる見込みです。以上の改定案につきましては、あくまでも現行の医療分・後期支援金分・介護分の内容となっております。

医療分・後期支援金分・介護分の3区分での1人当たりの平均調定額（年税額）につきましては、現行に比べ、2,200円引き下げの14万円で、平均収納額は2,100円引き下げの129,600円となっております。令和8年度より追加される「子ども・子育て支援金分」の税率につきましては、「所得割」が0.28%、「均等割」が1,800円、「18歳以上均等割」が100円、1人当たりの平均調定額（年税額）が3,600円となり、平均収納額は3,400円の増額となります。合計としまして、1人当たりの平均調定額（年税額）が143,600円に対し、平均収納額が133,000円となる

見込みです。

税率改定案につきましては、実際に県から示される標準保険料率の「平等割」、「均等割」、「18歳以上均等割」は1円単位で示されるため、端数調整のため、全て切り上げさせていただいた額で設定しております。

現行の医療分・後期支援金分・介護分の3区分につきましては、減額となりましたが、新規分の「子ども・子育て支援金分」で増額となってしまう結果となります。

続きまして、8ページ目をご覧ください。

7. 税率改定による効果について

資料に記載させていただいたとおり、税率改定案の場合、税収として約7,700万円の歳入減となります。低所得者に係る保険税法定軽減額の増に伴い、交付金（保険基盤安定負担金）として、約200万円の歳入増を見込むことができます。このことから、現行保険税率と比較すると歳入減とはなりますが、国保特別会計収支額では約2,600万円の黒字を計上することが見込めます。

国民健康保険税は、その年度で必要となる納付金を納めるために、被保険者から徴収するため、過剰に徴収することは避けるべきであり、税率改定案でも適正に運営ができる想定となっております。

なお、国保特別会計収支額につきまして、先に配付させていただいた資料から金額が減額となっておりますが、直近で国から示された令和8年度の国民健康保険特別会計の予算編成にあたって、出産育児一時金について、2/3を一般会計から繰り入れていましたが、それが廃止されるため、収支額が減額となりました。

続きまして、9ページ目をご覧ください。

8. モデル世帯の保険税試算について

記載の表につきまして、6つのモデルケースで各世帯の年税額がどの程度影響するかを検証するものになります。世帯条件および所得条件については、10ページ目の「「9.参考資料」世帯分布表所得階級別世帯人員別世帯分布表（令和7年10月時点）」を基に、構成割合が比較的高い世帯で試算をさせていただきました。

10ページ目をご覧ください。

「世帯分布表所得階級別世帯人員別世帯分布表（令和7年10月時点）」では、国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や、世帯人数の傾向を確認することができます。所得については世帯所得300万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の79.5%を占めて

います。

また、世帯人数は1人世帯の割合が72%、2人世帯の割合が21.7%となっており、全体の93.7%を占めているほか、全世帯の約半分である51.2%が、所得の少ない世帯に対する法定軽減が適用されている世帯となっています。

9ページにお戻りください。

まず、1番目が、単身世帯の40歳から64歳で、法定軽減が7割軽減の方になります。2番目は、同じく単身世帯の40歳から64歳で、法定軽減は5割軽減の方になります。3番目も世帯条件は同じで、法定軽減は2割軽減の方になります。4番目は、世帯条件は同じですが、法定軽減が効かない所得条件の対象の方になります。5番目については、2人世帯の方、6番目が3人世帯でお子様含めてのモデルケースの試算となっております。

試算結果につきましては、現行年税額を⑦として記載させていただき、①が税率改定案の医療分・後期分・介護分で示された金額、⑦が新たな子ども・子育て支援金分の金額となります。

令和8年度につきましては、①と⑦を合算した金額を年税額として徴収させていただく金額となっており、令和7年度の現行年税額との差 $((①+⑦)-⑦)$ につきましては、モデルケース1、2、3番目の方が年間の金額で、1,200円、1,100円、1,500円と上がることに対して、4から6番目の方については、現行の金額から減少する見込みとなっております。1から3番目の法定軽減対象世帯の年税額が上がってしまう要因は、税率改定案で均等割と平等割が増額されたためです。4から6番目については、均等割と平等割が上がる影響はありますが、所得割が下がる影響の方が大きいため、年税額が下がるという試算結果となっております。試算結果は以上となります。

資料の残りのページにつきましては、「参考資料」と「世帯分布表」、冒頭で説明させていただいた「千葉県国民健康保険運営方針の詳細」を掲載しています。参考としてお読みいただければと思いますので、ご説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま、「国民健康保険税の税率等の改定について」の説明が終わりました。これより、質疑応答に移らせていただきます。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

○会長 石塚委員お願いします。

○石塚委員 丁寧なご説明をしていただきましてありがとうございました。

「4. 子ども・子育て支援金分の賦課方式について」お伺いします。現在、母子・父子家庭の方も多くいらっしゃって、そういったお母様・お父様が国保に加入されている場合も多いかと思います。そういった家庭のお子さんが家計を助けるためにアルバイトしている場合、18歳未満の被保険者がアルバイトで収入があると徴収されるということでしたが、その場合、どれくらい徴収されるのかということと、母子・父子家庭で国保に入ってらっしゃる方がどのくらいいらっしゃるのかと思いまして質問させていただきました。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。

○事務局 はい。お答えいたします。

まず、お子様がアルバイトをされていた場合、どの程度徴収されるのかということにつきまして、アルバイト等の収入から所得に直して賦課計算されますので、給与所得控除がされた上での所得金額によりますが、基本的には保険の扶養範囲内で働いているご家庭が多いと考えておりますので、そういったケースであれば、ほぼ所得割はかかるないという想定になります。ただし、毎日のように働いてしまう、または時給単価が昔より増えていますので、働きすぎていた場合は所得が高くなってしまいます。そういった場合は所得割が賦課されてしまう可能性があります。

次に、母子・父子家庭の方がどのくらい加入されているかということにつきまして、詳細には把握しておりませんが、おそらく、全体の2割くらいになる可能性があると考えております。

加入者の中には、同じ世帯の中で、社会保険と国民健康保険に分かれて加入されている世帯もあり、先ほどの世帯分布表からもわかるとおりとなります、場合によっては、社保から外れて2人世帯で母子・父子家庭で加入している可能性もあり、3人以上の世帯でも母子・父子家庭が含まれている可能性があります。

正確にどのくらいの世帯が加入されているかをお答えするのは難しいですが、1または2割程度になるのではないかという見込みになります。

以上です。

○石塚委員 ご丁寧な回答どうもありがとうございます。国保の財政が黒字であるということで、大変安心いたしました。

○会長 他にご質問等ありませんか。 —————

(挙手あり)

○会長 安本委員お願いします。

○安本委員 確認させていただきますが、「子ども・子育て支援金」が新たに創設されることに伴って、今まであった保険税は減額となるということですか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。

○事務局 はい。お答えいたします。

資料7ページ目「6. 税率改定案」の表の右側、1人当たりの平均収納額をご覧ください。1人当たりの平均として、医療分・後期分・介護分が約2,100円減額、下の「子ども・子育て支援分」が約3,400円増額となりますので、差し引きで年間約1,300円増額となります。先ほどご説明させていただいたとおり、所得によって額に違いはありますが、医療分・後期分・介護分につきましては、減額となる予定となっております。

以上です。

○会長 他にご質問等ありませんか。――

(挙手あり)

○会長 牧委員お願いします。

○牧委員 「子ども・子育て支援金」というのは、子育てを社会全体で支えていくための制度ということを理解しました。資料「6. 税率改定案」で、国保の被保険者は支援金を1人当たり平均で年間3,600円、月額300円となるとのことです、他の社会保険等に加入している方からも同じくらいの金額が追加で徴収されるということなのでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。

○事務局 はい。お答えいたします。

こども家庭庁の試算となります、令和8年度につきましては、後期高齢者医療制度に加入中の方は月額1人当たり約200円、社会保険被用者の保険等に加入中の方は月額1人当たり約550円と示されています。

以上です。

○牧委員 ありがとうございました。社保は高いんですね。

○会長 他にご質問等ありませんか。――

(挙手あり)

○会長 石塚委員お願いします。

○石塚委員 確認ですが、今までの保険税に200円や550円が追加で徴収されるとい

うことによろしいでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。

○事務局 はい。お答えいたします。

今までの保険料に上乗せされて、月々 200 円や 550 円が平均で徴収されるという形になります。

○石塚委員 それは社会保険、国民健康保険といった各保険でということでしょうか。

○事務局 後期高齢者医療保険は約 200 円、我孫子市の国民健康保険は約 300 円、社会保険や共済保険といった被用者保険は約 550 円と示されています。

以上です。

○石塚委員 各保険で追加徴収されるということですね。ありがとうございました。

○会長 他にご質問等ありませんか。ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。――

ここで皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方から伺いたいと思いますが、ある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議題 1 に関しましては諮問案件ですので、皆さんの意見をとりまとめたいと思いますが、その前に、本日欠席されている委員のご意見を報告します。事務局お願いします。

○事務局 はい。ご報告させていただきます。本日欠席されている 2 名の委員から提出されているご意見について、書面表決書に意見は特になしということでご回答をいただいております。

以上です。

○会長 ここで皆さんの意見をとりまとめます。事務局お願いします。

○事務局 はい。特にご意見ないということですので、本日、机上に配布させていただいた「国民健康保険税等の改定および設定について（諮問）」のとおりとなっております。

ご承認いただけますようよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、今回示されている保険税の改正（案）について、承認いただけるかどうかを皆さんにお諮りしたいと思います。

ただ今の事務局説明のとおり、保険税率を改定するということに対して承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。本日欠席されている委員の表決内容を、事務局から報告願います。

○事務局 はい。ご報告いたします。本日欠席されている2名の委員からは、いずれも承認でご回答をいただいております。

それでは、答申内容を確認させていただきます。

国民健康保険税の税率等の改定及び設定について（答申）

令和8年1月8日付け、健国第2302号をもって諮問のありました国民健康保険税の税率等の改定及び設定について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1. 答申

（1）税率等の改定及び設定について

本市の国民健康保険の財政状況を踏まえて、原案のとおり税率等を改定及び設定することが適当であると判断する。

【原案】

- ア 基礎課税額に係る所得割額を算定する際に乗じる割合を7.46%から7.08%に改定すること
- イ 基礎課税額に係る被保険者均等割額を24,000円から24,400円に改定すること
- ウ 基礎課税額に係る世帯別平等割額を25,000円から25,100円に改定すること
- エ 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額を算定する際に乗じる割合を3.85%から3.38%に改定すること
- オ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を12,000円から12,200円に改定すること
- カ 介護納付金課税額に係る所得割額を算定する際に乗じる割合を2.04%から2.17%に改定すること
- キ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を18,100円から20,000円に改定すること

円に改定すること

- ク 子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額を算定する際に乗じる割合を0.28%に設定すること
- ケ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額を1,800円に設定すること
- コ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額を100円に設定すること

（2）改定及び設定時期について

本市の国民健康保険財政の状況を踏まえて、原案のとおり改定することが適当であると判断する。

【原案】

令和8年4月1日から改定及び設定する

以上でございます。

○会長 それでは、多数決ということで、皆さんからいただきました意見をまとめ、答申をさせていただきます。よろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」との声あり）

答申書の内容に関しましては、事務局を通じて市長に報告することになりますので、ご了承下さい。

2. その他

○会長 それでは、最後に「その他」とということで、何か議題として取り上げたいものはございますか。――

無いようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員より「異議なし」との声あり）

○会長 それでは、本日、傍聴人の方が1名お見えです。「我孫子市審議会等の会議の公

開に関する規則」第8条の規定によりまして、傍聴人の方は会議の議題について発言をいただきたく機会を設けております。なお、1人につき1回となります。

また、発言の時間は3分ということでございます。質問形式の発言があつても大変申し訳ありませんがお答えすることはできませんので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは傍聴人の方の発言を許可します。発言を希望される方は挙手をお願いします

(挙手あり)

○会長 お願いします。

○傍聴人 本日はありがとうございました。冒頭の説明であった通り、はりきゅう等の見直しに関して、議会等でいろいろ意見があったとかと思います。市民にとって国民健康保険税の値上げというの、すごく議論がされて興味があるところなのかなと理解をしております。

今回の説明であったとおり、基本的に子育てに関する事を国全体で、みんなで子育てしていくという考え方なので、それに関しては私も良いなと思っております。

ただ、今回、委員の中でも賛否が分かれたということもあるので、要因について、職員から理由を聞いていただきたいと思います。次の議会でも意見が分かれるところではないかと思うので、あらかじめ協議会でお話ができるのであれば、委員の方からもお話を聞いていただきたいなと思っております。

また、可能であれば世帯の保険税試算の部分で、基本的に人数が多い1人世帯で軽減がある人、ない人が、ボリュームが大きいということで試算されていますが、この試算結果に入っていない、例えば4人世帯も多いかと思いますので、そういった世帯の方に対して、ホームページやAIなどを活用して、自分はどうなのか調べたられるようなシステムがあったら、市民の方はよりわかりやすくなるのかなと思いました。参考資料の分布表を見て、試算以外の世帯もそれぞれ分布されているので、そういったシステムなどをぜひ考えていただきたいなと思い要望させていただきます。

よろしくお願いします。

○会長 ご意見をいただきましてありがとうございました。

以上で、傍聴人の方の発言を終わります。

それでは、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。――

(委員より「異議なし」との声あり)

三 閉 会

○会長 以上をもちまして、「令和7年度 第2回我孫子市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。なお、「令和7年度 第3回我孫子市国民健康保険運営協議会」の開催は2月中旬を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は大変お疲れ様でした。

午後2時17分閉会